

B 地域用（店舗所在地が鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市）

この申請書は、B 地域（鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市）で、令和元年（平成 31 年）又は令和 2 年の 4 月と 5 月の 1 日当たりの売上高がいずれも 8.3333 万円以下（協力金の額が 1 日当たり 2.5 万円の下限額）の店舗の場合専用で、大企業は使用できません。

上記以外の店舗は、電子申請を御利用いただくか、申請書を神奈川県ホームページからダウンロードして、申請してください。詳細は B-4 ページをご覧ください。

様式 1（第 5 条関係 郵送用）

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第 9・10 弾）交付申請書

令和 3 年 月 日

神奈川県知事 殿

神奈川県からの営業時間の短縮要請に基づき、時間短縮営業等を実施したので、誓約事項に相違ないことを確認し、これに誓約の上、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第 9・10 弾）を次のとおり申請します。

1 申請事業者の情報

法人の方			
本店所在地	〒	—	都・道 府・県
	市・区 町・村		
法人名			
代表者職名			
代表者氏名			
法人番号			

個人事業主の方			
自宅住所	〒	—	都・道 府・県
	市・区 町・村		
フリガナ			
氏名			
生年月日	西暦	年	月 日



## 日中連絡先

日中連絡が 取れる方	フリガナ		電話番号	
	氏名			

## 2 申請金額

時間短縮営業等を実施した神奈川県内の 全店舗数	<b>店舗</b>
	※ 申請事業者の時間短縮営業等を実施した店舗を全て記載してください。全店舗の提出書類が揃った後に記載してください。
交付申請額	<b>万円</b>
	※ 各店舗における「4 時間短縮営業等を実施した店舗の情報」の「当該店舗の交付申請額」の合計額を記載してください。

## 3 口座振込依頼

神奈川県から支払われる「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第9・10弾)」は下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード					
支店名	本店 支店	支店コード					
種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (右詰め)					
口座名義人 カタカナ (※)	*通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のもの						

※ 口座は、法人の場合は「1 申請事業者の情報」に記載した法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義のものを指定してください。



KN0908

4 時間短縮営業等を実施した店舗の情報

**<B地域用> (店舗所在地が鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市)**

**【 店舗目 】**

2店舗以上申請する場合は、必ず店舗分の枚数をコピーしてから記載してください。

店舗名称	
通常の営業時間	_____時 _____分 から _____時 _____分
営業許可年月日	平成・令和 _____年 _____月 _____日 ※飲食店又は喫茶店営業許可証の許可年月日を記載してください。
営業許可の有効期限	平成・令和 _____年 _____月 _____日 ※飲食店又は喫茶店営業許可証の「許可の有効期間」の末日を記載してください。
営業許可番号	第_____ - _____ - _____号
店舗所在地	〒_____ - _____ 神奈川県_____

**(1) 対象期間：4月20日から4月27日までの期間（第9弾：8日間）**

時間短縮営業等 実施期間	令和3年4月___日* から 令和3年4月27日まで（___日間） ※ 時間短縮営業等の開始日（4月20日以降）を記載してください。
取組内容	通常21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていましたが、県からの要請に基づき、上記の実施期間は、営業時間を5時から21時（酒類の提供は11時から20時）までに短縮又は休業しました。
当該店舗の 交付申請額	_____万円 = ( 2.5 万円/日 × _____日間) (最大20万円)

**(2) 対象期間：4月28日から5月11日までの期間（第9弾：14日間）**

時間短縮営業等 実施期間	令和3年___月___日* から 令和3年5月11日まで（___日間） ※ 時間短縮営業等の開始日（4月28日以降）を記載してください。
取組内容	通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていましたが、県からの要請に基づき、上記の実施期間は、営業時間を5時から20時（酒類の提供は終日停止）までに短縮又は休業しました。
当該店舗の 交付申請額	_____万円 = ( 4 万円/日 × _____日間) (最大56万円)



(3) 対象期間：5月12日から5月31日までの期間（第10弾：20日間）

時間短縮営業等 実施期間	令和3年5月 ___ 日 <sup>*</sup> から 令和3年5月31日まで（ ___ 日間）  ※ 時間短縮営業等の開始日（5月12日以降）を記載してください。
取組内容	通常20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていましたが、県からの要請に基づき、上記の実施期間は、営業時間を5時から20時（酒類の提供は終日停止）までに短縮又は休業しました。
当該店舗の 交付申請額	___ 万円 = ( 4 万円/日 × ___ 日間) (最大80万円)

(4) 当該店舗の交付申請額

合計	( ___ 店舗目) ___ 万円 ※ (1)+(2)+(3) (最大156万円)
----	---

この用紙は、B地域専用（店舗所在地が鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市）で、大企業は使用できません。

上記以外の店舗の申請については、以下の神奈川県ホームページより、該当する用紙をダウンロードしていただくか、電子申請を御利用ください。

※どちらのホームページからでも用紙をダウンロードでき、電子申請フォームに進めます。

神奈川 協力金 第9弾 **検索**



神奈川 協力金 第10弾 **検索**



【1日当たりの協力金交付額】太枠の協力金を申請される方のみ、この用紙を使用できます。  
<第9弾（4月20日から27日まで）>

【売上高方式】 大企業は選択不可	令和元年（平成31年）又は令和2年の時短要請月の1日当たりの売上高（※）		
	8.3333万円以下（下限額）	8.3333万円超～25万円以下	25万円超
	2.5万円	上記売上高×0.3	7.5万円
【売上高減少額方式】	令和元年（平成31年）又は令和2年の時短要請月からの1日当たりの売上高減少額×0.4 （上限20万円又は令和元年（平成31年）若しくは令和2年の時短要請月の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額）		

<第9弾（4月28日から5月11日まで）及び第10弾（5月12日から5月31日まで）>

【売上高方式】 大企業は選択不可	令和元年（平成31年）又は令和2年の時短要請月の1日当たりの売上高（※）		
	10万円以下（下限額）	10万円超～25万円以下	25万円超
	4万円	上記売上高×0.4	10万円
【売上高減少額方式】	令和元年（平成31年）又は令和2年の時短要請月からの1日当たりの売上高減少額×0.4 （上限20万円）		

（※）1日当たりの売上高：第9弾は4月・5月の売上高÷61日、第10弾は5月の売上高÷31日です。



## 5 誓約事項

私は、神奈川県の営業時間短縮の要請に基づき「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第9・10弾）」の交付を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

- (1) 申請書に記載した内容に相違ありません。記載内容に虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じます。また、これにより県から協力金と同額の違約金の支払いを求められた場合は、これに応じます。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業しています。
- (3) 本協力金を重複して申請していません。
- (4) 本協力金に係る時間短縮営業等実施期間内に、営業停止等の行政処分を受けていません。
- (5) 申請書に記載した売上高及び売上高減少額等を証する書類を5年間保存します。
- (6) 神奈川県から報告や証拠書類の提出を求められた場合はこれに応じるとともに、必要に応じて県が行う調査に全面的に協力します。
- (7) 申請した全ての店舗において、「マスク飲食」の推奨を行い、店先や店内に貼り紙等の案内を掲示しました。
- (8) 飲食を主たる業とする店舗において、カラオケ設備を提供していた場合には、令和3年5月12日（水）から5月31日（月）までの間、終日停止しました。
- (9) 申請書及び提出書類の記載内容や交付又は不交付等の結果に関する情報を、今後県が実施するその他の協力金交付業務並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。）に基づく業務のために使用すること及び税務情報として使用することに同意します。
- (10) 申請書及び提出書類の記載内容や交付又は不交付等の結果に関する情報を、国や自治体など他の行政機関等（以下、「行政機関等」という。）が、給付金又は協力金等の交付要件や交付額の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、行政機関等に提供することに同意します。
- (11) 本協力金の交付を受けた店舗名（屋号）及び店舗所在地を神奈川県ホームページに公表する場合があることに同意します。
- (12) 代表者、役員、従業員、構成員等は、次のいずれにも該当しません。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下本(12)において「法」という。）第2条第2号に基づく規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
  - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ウ 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
  - エ 暴力団又は反社会的勢力が経営に事実上参画していること
- (13) 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、申請書に記載した情報その他必要な情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。また、県から暴力団又は暴力団員でないことを確認するための追加書類の提出を求められた場合は、協力金の受領後であっても応じます。



## 6 提出書類チェック表

以下の書類がそろっているか確認の上、 にチェック (✓) を入れ、**申請書とともに提出**してください。

**郵送申請受付期間：令和3年6月30日(水)から令和3年8月27日(金) (当日消印有効)**

**※申請受付期間終了後の受付はできません。**

これまでの協力金の申請の有無にかかわらず、すべての書類の提出が必要です。

### ① 申請事業者として提出する書類

- 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第9・10弾) 交付申請書(様式1)
- 本人確認書面の写し(\*個人事業主のみ)  
(例) 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、在留カードのコピー など  
※ マイナンバーはマスキング(黒塗り)してください。
- 「口座振込依頼」に記載した振込先の通帳等の写し  
※ 預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き部分
- 提出書類チェック表(本紙)

### ② 店舗ごとに必要な提出書類

- 飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し  
※ 申請者名義の許可証の写し
- 通常の営業時間がわかる写真など  
(例) 看板やメニューの写真、店舗のホームページの画面を印刷したもの  
※ 「時短営業の案内」に通常の営業時間の記載があれば不要です。
- 対象店舗において「時短営業の案内」を掲示したことがわかるもの  
※ 「実施期間」、「時短営業期間中の営業時間(酒類の提供時間を含む)又は休業していること」及び「店舗名」を一般に広く公開している案内を店先や店内に掲示したことがわかる写真
- 県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策にかかるとステッカー」の掲示  
※ 全期間休業する場合は不要です。

#### ◆神奈川県協力金(第9・10弾) 申請書送付先

〒550-8798

大阪西郵便局 郵便私書箱 第62号

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第9・10弾) 事務局 宛

#### ◆神奈川県協力金(第9・10弾) コールセンター

※時短要請期間の途中で「まん延防止等重点措置区域」となった地域にある店舗の方は、「まん延防止等重点措置区域」用のコールセンターにお問い合わせください。

・まん延防止等重点措置区域 ☎ 045-522-2431

・その他区域 ☎ 045-330-4892

<受付時間> 月 ~ 金(祝日除く) 9時 ~ 17時

県では、アクリル板等の無償貸出をしています。下記の神奈川県ウェブサイトをご覧ください。

URL : [https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z7a/musyou\\_kashidashi.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z7a/musyou_kashidashi.html)

